

## CARF ワーキングペーパー

CARF-J-100

純利益と「その他の包括利益」  
—両者の分類規準をめぐる通念の検証—

東京大学大学院経済学研究科  
米山 正樹

2014 年 7 月

❁ 現在、CARF は第一生命、野村ホールディングス、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行（五十音順）から財政的支援をいただいております。CARF ワーキングペーパーはこの資金によって発行されています。

CARFワーキングペーパーの多くは  
以下のサイトから無料で入手可能です。  
[http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/workingpaper/index\\_j.html](http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/workingpaper/index_j.html)

このワーキングペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿です。著者の承諾無しに引用・複写することは差し控えて下さい。

## 純利益と「その他の包括利益」 —両者の分類規準をめぐる通念の検証—

米山 正樹

### 第1節 はじめに —問題の所在—

IASBによる概念フレームワークの見直しプロジェクトにおいて、(a)当期純利益に直接含めるべき項目と(b)いったん「その他の包括利益」を介在させるべき項目との識別は、重要な検討課題のひとつと位置づけられている。かつては(a)そもそも当期純利益を独立表示するのか、あるいは(b)いったん「その他の包括利益」に含めた項目をリサイクリングの対象とする必要はあるのか、に主たる関心が寄せられてきた。いまではむしろ当期純利益の表示や(必要に応じた)リサイクリングの実施を与件としたうえで、当期純利益と「その他の包括利益」との区分に合理的な解釈を与えられるかどうかに関心が寄せられている。

もっとも、概念フレームワークの見直しプロジェクトにおけるこうした議論では、「当期純利益は曖昧にしか定義できず、それゆえ当期純利益とその他の包括利益との区分は首尾一貫した論拠に支えられたものとなりえず、むしろ政治的な妥協の産物にとどまること」が強調されている。それゆえ当期純利益と「その他の包括利益」との区分に関する議論は、(a)「その他の包括利益」を介在させる項目は減少させるのが望ましいから、厳格な要件を満たした場合に限って「その他の包括利益」への区分を認めるか、あるいは「その他の包括利益」への区分を一切認めないのがよい、という考えや、(b)曖昧にしか定義できない当期純利益に直接的な関心を向けるのではなく、「その他の包括利益」の定義や、そこに含まれる項目が共通で備えている性質に関心を向けたほうがよい<sup>1</sup>、という考えのもとで進められている。

上記のとおり、IASB や、IASB と共同で概念フレームワークの見直しに取り組んできた米国 FASB は、(a)当期純利益は「原理的に」曖昧にしか定義できないことや、(b)当期純利益に直接含まれる項目が共通で備えている特質を記述することは「原理的

---

<sup>1</sup> ここでは「その他の包括利益」のほうは曖昧さを免れる形で定義しうる(少なくとも当期純利益との相対的な比較において「その他の包括利益」のほうが客観的に定義しうる)ことが暗黙の前提とされている。

に「不可能であることを暗黙の前提としている。しかし実際には、そう言い切れるかどうかについてはいまだ検討の余地が残されているとあってよい。IASB や米国 FASB がこの問題に関して行ってきた検討は、現時点においては網羅的といえない。またこれまで断片的に論じられてきた内容について論理飛躍がみられないかどうか、経験的事実に根ざしていない前提がそこに置かれていないかどうか、などの検証もまた、報告者が知る限り十分には行われていない。

こうした事実認識から、本稿では、「当期純利益は曖昧にしか定義できない。それゆえ当期純利益に直接反映される項目が共通で備えている特質に関する記述は困難(あるいは不可能)である。」という記述に象徴される、一連の通念を検証する。これと併せて、もし上記の通念が文字通りの通念に過ぎないのであれば、当期純利益に直接含める項目と「その他の包括利益」を介在させる項目との区分をめぐる問題にどういうスタンスで臨むことができるのか(IASB や米国 FASB とは異なるスタンスとしてどのようなものを想定しうるのか)、も検討する。

## 第 2 節 純利益の定義:主要国の現状

### (1)IASB における純利益(純損益)の定義

まずは純利益と純利益と密接に関わる成果の指標が、主要国でどのように定義されているのかを確認する。概念フレームワークの改訂作業において純利益に定義を与えようとしている国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board)は、現行の国際会計基準(IA: International Accounting Standards)第 1 号「財務諸表の表示」において、「純損益とは、収益から費用を控除した合計額(その他の包括利益の内訳項目を除く)をいう。」と記している(IASB[2011], para.7)。

純利益の定義は主として収益や費用の定義に依存しているが、IAS 第 1 号自体は収益や費用に定義を与えていない。収益や費用の定義は IASB による現行の(すなわち改訂前の)概念フレームワークに記されており、暗黙のうちにこれが踏襲されていることと考えられる。IASB の概念フレームワークにおける収益と費用の定義は以下のとおりである。

収益及び費用の要素は、次のように定義される。

(a) 収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の

形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。

(b) 費用とは、当該会計期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生の形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう(IASB[2010, para.4.25])。

収益と費用については、以下のような記述もみられる。

広義の収益には、収益と利得の両方が含まれる。収益は、企業の通常の活動の過程において発生し、売上、報酬、利息、配当、ロイヤルティー及び賃貸料を含むさまざまな名称で呼ばれている(IASB[2010, para.4.29])。

利得は、収益の定義を満たすその他の項目を表し、企業の通常の活動の過程において発生するものと発生しないものがある。利得は、経済的便益の増加額を表しており、その点では本質的に狭義の収益と相違はない。したがって、利得は、この「概念フレームワーク」では別個の要素を構成するものとしては考えていない(IASB[2010, para.4.30])。

費用の定義には、企業の通常の活動の過程において発生する費用だけでなく損失が含まれる。企業の通常の活動の過程において発生する費用には、例えば、売上原価、賃金及び減価償却費などがある。費用は、通常、現金及び現金同等物、棚卸資産、有形固定資産などの資産の流出又は減価の形をとる(IASB[2010, para.4.33])。

損失は、費用の定義を満たすその他の項目を表し、企業の通常の活動の過程において発生するものと発生しないものがある。損失は、経済的便益の減少額を表しており、本質的にその他の費用と相違はない。したがって、損失は、この「概念フレームワーク」では別個の構成要素としては考えていない(IASB[2010, para.4.34])。

上記の諸規定を統合するなら、IASB のいう(広義の)収益は(狭義の)収益と利得を、(広義の)費用は(狭義の)費用と損失とを含むものであり、収益と費用はそれぞれ

れ、いわゆる資本取引以外による持分(equity)の増加要因(または減少要因)と位置づけられていることが理解できる。それはまた、IASBにおいて収益と費用とがそれぞれ、包括利益の増加要因(または減少要因)と位置づけられていることも意味している。IASBは現行の概念フレームワークにおいて包括利益に定義を与えていないが、前出のIAS第1号には「包括利益合計(Total Comprehensive Income)とは、所有者としての立場での所有者との取引による資本の変動以外の取引又は事象によるある期間における資本の変動をいう。」という記述がみられる。これはIASBにおいて収益が包括利益の増加要因、費用がその減少要因と考えられていることを示唆しているといえるであろう。

ここで改めてIASBによる純損益の定義(「純損益とは、収益から費用を控除した合計額(その他の包括利益の内訳項目を除く)をいう。」)に戻ると、純利益は包括利益の総額から、包括利益を構成する要素のうち「その他の包括利益」に属する項目を除いたもの、と位置づけられていることを理解する。つまりIASBにおいては包括利益と「その他の包括利益」に積極的な定義が与えられ、純損益は「包括利益のうちその他の包括利益に含まれないもの」という形で、従属的に定義されている<sup>2</sup>。純損益の定義と密接に関わっている「その他の包括利益」については、以下の記述がみられる。

その他の包括利益とは、他のIFRSが要求又は許容するところにより純損益に認識されない収益及び費用(組替調整額を含む)をいう。

その他の包括利益の内訳項目には次のものが含まれる。

- (a) 再評価剰余金の変動(IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」参照)
- (b) 確定給付制度の再測定(IAS第19号「従業員給付」参照)<sup>3</sup>
- (c) 在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額(IAS第21号「外国

<sup>2</sup> 関連する諸概念間の関係については、秋葉[2014]第5章を参照。

<sup>3</sup> IAS第19号のBC86からBC100までを参照。再測定によって生じた項目を「その他の包括利益」に含めることとした理由に関する記述はいくつかみられるが、最も重要と考えられるのは、「予測価値が構成要素ごとに異なるのであれば、確定給付費用の構成要素を内訳区分したほうがよい(BC95)」、というものである。

為替レート変動の影響」参照)<sup>4</sup>

(d) IFRS第9号「金融商品」の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資による利得及び損失<sup>5</sup>

(e) キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得及び損失の有効部分 (IAS第39号「金融商品:認識及び測定」参照)<sup>6</sup>

(f) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額 (IFRS第9号の5.7.7項参照) (IASB[2011], para.7)<sup>7</sup>

上記の引用箇所から明らかのように、IASBにおいて「その他の包括利益」は例示列挙されているに過ぎず、「その他の包括利益」に含まれる項目が共通で備えている特質などに関する具体的な記述はみられない。それゆえ現状では、新たな取引に係る投資の成果をとらえる必要が生じたとき、それをその他の包括利益に含めるのか、それとも純損益に含めるのかに関する一般性のある判断規準をIASBは有していないこととなる。IASBの概念フレームワークはその意味で、「基準開発の指針」としての役割を期待できない状況にとどまっている。IASBが当期純利益の定義や当期純利益に固有の特性を記述することに努めているのは、こうした事情を背景としているのであろう。

<sup>4</sup> IAS第21号のBC25Bを参照。ここに記されている項目を「その他の包括利益」に含める理由に関する直接的な説明はみられないが、該当箇所の記述にてらしてみると、「予見可能な将来においては、決済をつうじて確定させられない換算差額は投資の成果を反映していない」、という考え方を読み取ることができる。

<sup>5</sup> IFRS第9号のBC5.22には「一部の持分投資に関する公正価値測定による利得及び損失を純損益に表示することは、特に、企業がそうした資本性金融商品を主として投資の価値の増加のためではなく契約に基づかない便益のために保有している場合には、企業の業績を示さない可能性があるとの主張に留意した。」旨の記述が、またBC5.23には「企業を評価する際に、財務諸表の利用者は、投資リターンを生み出す以外の目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動と、売買目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動を区別していることが多いことに留意した」旨の記述がみられる。

<sup>6</sup> キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得及び損失の有効部分を「その他の包括利益」に含めることは、IAS第39号の第95項において要求されている。ただし「結論の背景」には、こうした処理を要求した理由に関する明示的な規定がみられない。

<sup>7</sup> IFRS第9号のBC5.38は、公開草案に対するコメントの多くが、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動差額を「その他の包括利益」に含めることに同意していた事実を指摘している。しかし、「その他の包括利益」に含める方法がどのような議論に支えられているのかを示唆する記述はみられない。

## (2)米国 FASB における純利益(稼得利益)の定義

純利益の定義をめぐっては、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board, FASB)においても IASB と同様の問題が生じている。以下では、米国において純利益がどのように定義されており、それが包括利益やその他の包括利益などの諸概念とどう関連づけられているのかを概観する。

米国の概念フレームワークでこの問題を取り扱っているのは、概念ステートメント第 6 号「財務諸表の構成要素」(FASB [1985])ではなく、同第 5 号「営利企業の財務諸表における認識と測定」(FASB [1984])である<sup>8</sup>。そこではまず、定義を付与する直接的な対象は純利益ではなく、稼得利益(earnings)である旨が記されている。

両者は厳密には異なっており、純利益を構成する要素の一部を除いたものが稼得利益、という関係にあるが、両者はきわめて類似している。具体的には、「本ステートメントにおいて述べられている稼得利益という概念は、現行の会計実務における純利益と類似する概念である。稼得利益には、現行の会計実務において一会計期間の純利益とされるほとんどすべてのものが含まれるので、稼得利益にもとづき稼得利益計算書を作成すれば、それは現行の損益計算書ときわめてよく似たものになるであろう。」と記されている(FASB [1984], para.33)。稼得利益には含まれないが当期純利益に含まれている項目の具体例としては、過年度における会計原則の変更に伴う累積的な影響額が挙げられている(FASB [1984], para.34)<sup>9</sup>。

この稼得利益がどのような特質を備えているのかについては、米国の概念フレームワークにいくつかの記述がみられる。ただしそれらは抽象的な次元にとどまっており、純利益(あるいは稼得利益)とその他の包括利益とを区分するための具体的な判断規準を示唆する内容はみられない。

例えば稼得利益は、ある会計期間に実質的に完了した営業循環過程に係る資産の流入額が、その流出額を超過する程度に関わる業績測定値である旨が記されてい

<sup>8</sup> 正確には、第 6 号にも稼得利益(米国で純利益に相当するもの)に関する記述はみられる。ただしそれは第 5 号の記述を引用したものに過ぎない。FASB [1985], footnote1 を参照。

<sup>9</sup> これは例示列举であって、限定列举ではないことが併せて指摘されている。また過年度における会計原則の変更に伴う累積的な影響額の少なくとも一部は、(コード化以前の)FASB ステートメント第 16 号によって当期純利益から除外されているものの、そこでは過年度修正項目がかなり厳密に定義されているため、実際には、過年度修正項目の一部が純利益に含まれる事態は変わっていない、という事実認識が示されている(FASB [1984], footnote21)。

る(FASB [1984], paras.36-37)。そこでは「完了済みかどうか」ではなく、「実質的に完了したかどうか」に着目すべきことが強調されているものの、「実質的に完了したかどうか」に関する具体的な判断の指針は示されていない。

また、ある項目を「稼得された成果」として認識するかどうかの具体的な規準に係る記述(FASB [1984], paras.78-87)において、稼得利益は経営者がコントロールしうる事象のみならず、コントロールしえない事象からも生じることへの言及がみられる(FASB [1984], para.79)。これと同様に、資産の流入や流出が直接的か、それとも間接的かは稼得利益が生じたかどうかの判断に影響を及ぼさないこと(FASB [1984], para.80)への言及もみられる。

しかし稼得利益に固有の特質を直接的に記述したり、稼得利益を定義づけたりするような試みはみられない。収益の認識に際しては、「実現した、あるいは実現可能となった」ことに加え、「稼得された」ことが求められる旨を記している箇所(FASB [1984], para.83)においても、「稼得」が財貨の引き渡しをはじめとする義務の履行を伴うことのほかは、「稼得」の契機となりうる事象が例示列挙されているに過ぎない。

ここで概観してきたとおり、米国 FASB は、IASB と異なり、純利益(稼得利益)の定義を包括利益やその他の包括利益といった、周辺の関連概念に委ねることなく、純利益(稼得利益)に固有の特性を直接記述しようと試みている。ただしそこでの記述は、「実質的に完了した営業循環過程に係る成果」という抽象的な次元にとどまっている。

このように記述されている純利益(稼得利益)に対し、包括利益は「出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる、1 期間における営利企業の持分の変動である。」と定義されている(FASB [1985], para.70)。別の箇所においては、「包括利益は、取引その他の事象が企業に及ぼす影響についての広範な測定値であり、それは出資者による投資および出資者への分配から生じる持分(純資産)の変動を除き、取引その他の事象および環境要因からもたらされる 1 会計期間の企業の持分について認識されるすべての変動から構成される。」とも記述されている(FASB [1984], para.39)。(会計基準にもとづき認識される)純資産の変動で、資本取引以外による部分をすべて網羅したもの、という定義は、IASB による包括利益と類似しているといつてよい。

ただし上記のように定義された包括利益と純利益(稼得利益)との関係について、



米国FASBの概念ステートメントが記述している内容は乏しい。それぞれの利益概念に固有の特性などに関する記述はみられず、純利益と包括利益とは、いわゆる「その他の包括利益」に属する項目において異なる旨の記述のほかは、「その他の包括利益」に属する項目（非流動資産に分類される持分証券のうち市場性のあるものに対する投資の時価変動で期中に認識されるものや、市場性のある証券に関する実務が特殊な業種への投資に関する時価変動、さらには為替換算調整勘定）が例示されているに過ぎない(FASB [1984], para.42)<sup>10</sup>。

とはいえ、包括利益と純利益(稼得利益)との異同に関連する記述は皆無ではない。例えば「稼得利益を認識することの含意」というタイトルが付された箇所では、為替換算調整勘定に関連する項目や長期保有の持分証券に係る評価損益が純利益に反映されない理由として、それらの「暫定的な成果」は不確実であり、最終的な成果がそれらと同じような大きさとなる保証はないことが指摘されている(FASB [1984], paras.49-50)。そこでは概ね「不確実な成果を純利益に反映してはならない」という判断が働いているといえる。

ただし FASB の概念ステートメントは、純利益を構成する要素のすべてについて一定水準以上の確実性を要求しているのか、それとも一部の要素だけについて要求しているのか、という点や、許容しうる不確実性の水準(閾値)はどう決まるのか、という点に関する記述を欠いている。これに加え、成果の確実性がどのような文脈において、なぜ必要とされるのかについての記述も欠いている。それゆえ現状では、IASB と同様、米国 FASB もまた、新たな取引に係る投資の成果をとらえる必要が生じたとき、それをその他の包括利益に含めるのか、それとも純損益に含めるのかに関する十分な判断規準を有していないこととなる。

### (3)小括

ここで述べてきたとおり、海外主要国 (IASB と米国 FASB) の概念フレームワークは、いずれも純利益に関する規定を設けている。純利益はまた包括利益やその構成要

---

<sup>10</sup> より正確にいうと、第42項に記されているのは、稼得利益と包括利益との関係である。そこでは、両者は本文に記した相違に加え、稼得利益と純利益とで取扱いが異なる項目(前出の「会計原則の変更に伴う累積的な影響」など)についても相違する旨が記されている。なお米国 FASB では、収益と利得、費用と損失はいずれも包括利益ではなく稼得利益と関連づけられており、IASB と米国 FASB との立場の違いが顕在化している。

素である「その他の包括利益」とも関連づけられており、直接純利益に含めるべき項目と、いったん「その他の包括利益」を介在させるべき項目とを「概念フレームワーク」の記述にてらして識別しうるケースもみられる。

ただし IASB と米国 FASB はともに「その他の包括利益」を介在させるべき項目を例示列挙にとどめており、両者を識別するための一般的な判断規準や、純利益と「その他の包括利益」それぞれに固有の特性などに関する記述を欠いている。それゆえ現行の概念フレームワーク(および一部の個別会計基準)は、純利益と「その他の包括利益」とを識別するための指針としては不十分なものとどまっている。IASB が概念フレームワークの改訂に際し、純利益と「その他の包括利益」とを区分するための明確な判断規準を確立しようと試みているのは、現行概念フレームワークの不備を自覚しているため(かつ、先進的とみなされてきた米国 FASB の概念フレームワークを参照してもこの問題を解決しえないため)なのであろう。

### 第 3 節 純利益と「その他の包括利益」との区分(1)―「IASB 討議資料」の試み―

#### (1)提案の概要

前節で確認したとおり、IASB の概念フレームワークは、「当期純利益に含めるべき項目」と「その他の包括利益にしか含めない項目」との識別する際の指針としては、十分な役割を期待できないものとどまっている。IASB が積極的にコンバージェンスを進めてきた米国 FASB の概念フレームワークもまた、何を当期純利益の構成要素とみなすべきか、という問いに対する十分な回答を提供していない。

こうしたことから、IASB はいま自身の概念フレームワークを見直すプロジェクトの一環で、「当期純利益に直接含めるべき項目」を識別するための指針作りに努めている。具体的には、概念フレームワークの見直しに係る議論のたたき台と位置づけられている討議資料(IASB[2013])において、「当期純利益に含めるべき項目」の識別方法が複数提案されている。以下では、「概念フレームワーク討議資料」(以降、IASB[2013]をこのように称する。)の概要を記述する。

「当期純利益に直接含めるべき項目」と「その他の包括利益を介在させるべき項目」との識別に際し、IASB は最初に、「その他の包括利益」のほうに含める項目を積極的に示し、そこに含まれない項目は「その他の包括利益」を介することなく、直接的に当期純利益に含める方針を明示している(IASB[2013], para.8.35)。いわば「その他の包

括利益」のほうを積極的に記述し、当期純利益に直接含まれる項目は「その他の包括利益に含まれないもの」という従属的に取扱うこととされている。

投資の成果に関わる項目は、当期純利益に含められるか、あるいは「その他の包括利益」に含まれるのか、のいずれかである。そうであれば、たとえ当期純利益に含まれる項目を積極的に定義したり、記述したりしなくても、「その他の包括利益」に含めるべき項目に着目することによって、両者(当期純利益の構成要素と「その他の包括利益」の構成要素)とを区分するための客観的な規準を提供しうるはずである。

IASB は上記のような考えから、「その他の包括利益」に含まれる項目の記述に努めているのであろう。

IASB が「その他の包括利益」の積極的な記述に努めている事実は、「その他の包括利益」のほうを重視するスタンスを示唆しているよう見える。IASB はこうした考えを否定し、投資の成果に係る項目は原則として当期純利益に含めるべし、という立場を明確にしている(IASB[2013], para.8.35)。「その他の包括利益」に関する積極的な記述は、むしろ「その他の包括利益」に含める「例外的な処理」を限定するためのもの、と位置づけられている。こうしたスタンスは、IASB が依拠しているいくつかの事実認識、すなわち当期純利益のほうが「その他の包括利益」よりも曖昧で記述が困難だという事実認識(詳しくは後述)や、固有の特徴に関する記述を欠いた「その他の包括利益」に含まれる項目が増加した結果、もはや「その他の包括利益」に首尾一貫した解釈を与えるのが困難となっている、という事実認識に根ざしているのであろう。

「その他の包括利益」に含められる項目を限定し、そこに明記されていないものは「その他の包括利益」を介在させることなく当期純利益に直接反映させるべし、という観点に立つIASBの「概念フレームワーク討議資料」は、両者を区分するためのより具体的な方針を2つ示している。そのうちのひとつは、「アプローチ 2A」あるいは「(その他の包括利益を)狭くとらえるアプローチ(Narrow Approach)」と呼ばれている。これは「その他の包括利益」に含めるべき項目を「橋渡し項目(Bridging Items)」と「ミスマッチのある再測定(Mismatched Re-measurements)」に限定する方法である(IASB[2013], para.8.54)<sup>11</sup>。

---

<sup>11</sup> 「概念フレームワーク討議資料」は、どのような項目を「その他の包括利益」に含めるのか、という問題と、リサイクリングの手続をどの項目について強制(あるいは許容)するのか、という問題は密接に結びついている、という立場をとっている。アプローチ 2A による場合は、「橋渡し項目」と

このうち「橋渡し項目」については、業績の把握という観点と財政状態の表示の観点とで適切な評価基準に相違がみられる場合に、その差を埋めるための項目という説明がみられる(IASB[2013], paras.8.55-8.57)<sup>12</sup>。他方の「ミスマッチのある再測定」については、企業が(内部管理上)一体として取り扱っている複数の項目の間で評価基準が異なる場合に、その差を埋めるための項目という説明がみられる(IASB[2013], paras.8.62-8.64)<sup>13</sup>。こうした説明にてらしてみると、前者の典型例としてはいわゆる政策投資株式を保有しているケースが、後者の典型例としてはキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を必要とするケースが想定されているようである。

「その他の包括利益」に含める項目と当期純利益に直接反映させる項目とを区別するための方針としては、もうひとつ、先に述べた「橋渡し項目」と「ミスマッチのある再測定」に加え、「一時的な再測定(Transitory Re-measurement)」に該当する項目をも「その他の包括利益」に含める方法も提案されている。これは「アプローチ 2B」あるいは「(その他の包括利益の構成要素を)広くとらえるアプローチ(Broad Approach)」と呼ばれている(IASB[2013], paras.8.79-8.80)<sup>14</sup>。

---

「ミスマッチのある再測定」のいずれについても、事後的に純利益としての認識要件が満たされたときには必ずリサイクリングの対象としなければならない、とされている。

<sup>12</sup> 「橋渡し項目」に関する直接的な定義はみられない。「橋渡し項目」に関する最も直接的な説明は para.8.56 にみられる。そこでは、「純損益における情報の基礎を、財政状態計算書で使用する測定とは異なる測定に置くためには、それら 2 つの測定値の間の差異の変動を橋渡し項目として OCI に表示することになる。OCI に認識される累計額は、この 2 つの測定値の間の差額となる。言い換えると、両者の間の橋渡しを提供する。」と記されている。

<sup>13</sup> 「ミスマッチのある再測定」についても、直接的な定義はみられない。最も直接的な説明は para.8.62 にみられ、そこには「場合によっては、ある収益又は費用の項目が、資産、負債又は過去の若しくは予定された取引の結び付いた集合体の一部分だけの影響を表していることがある。これが生じる可能性があるのは、その結び付いた集合体の中の項目の 1 つ (又はある項目の一部分) が定期的に現在価額に再測定されていて、結び付きのある項目が再測定されないか又は認識されとしても後の時期まで認識されない場合である。ミスマッチのある再測定が生じるのは、収益と費用の項目が項目の結び付いた集合体を非常に不完全にしか表現しないために、IASB の意見では、企業が当期に自らの資源に対して得たリターンに関して目的適合性の乏しい情報しか提供しない場合である。この場合、ミスマッチのある再測定を純損益に認識すると、純損益に含まれる金額の理解可能性と予測価値を低下させることになる。」と記されている。

<sup>14</sup> 先に記したとおり、「概念フレームワーク討議資料」は、どのような項目を「その他の包括利益」に含めるのか、という問題と、リサイクリングの手続をどの項目について強制 (あるいは許容) するのか、という問題は密接に結びついている、という立場をとっている。「一時的な再測定」に該当する項目をも「その他の包括利益」に含めるアプローチ 2B では、リサイクリングを行うかどうかは「それを行うことにより、より目的適合的な情報が提供されるか否か」という観点から判断することとされており、(部分的に)リサイクリングを行わない可能性に含みを残している。「概念フレームワーク討議資料」において明記されているわけではないが、文脈上、リサイクリングの対象とならない項目

「一時的な再測定項目」に関する「討議資料」の記述は以下のとおりである (IASB[2013]para.8.88)。すなわちそこには、「(a)資産の実現または負債の決済が長期間にわたり行われる。(b)当期の再測定が、資産または負債の保有期間にわたり、すべて元に戻るかまたは著しく変動する(いずれかの方向に)可能性が高い。(c)当期の再測定の全部または一部をその他の包括利益として認識することにより、企業が自らの経済的資源に対して得たリターンの主要な指標としての純損益の目的適合性と理解可能性が高まる。」という3要件を充足する項目は、アプローチ2Bのもとで、「橋渡し項目」や「ミスマッチのある再測定」とともに、その他の包括利益に含まれることとなる、と記されている。文脈からして、これらの3要件を充足したものが「一時的な再測定項目」と考えられる。そこに含まれる項目の典型例として「概念フレームワーク討議資料」が掲げているのは、年金負債に係る数理計算上の差異である (IASB[2013]para.8.90)。

上記のとおり「概念フレームワーク討議資料」は、「その他の包括利益」に含める項目を「橋渡し項目」と「ミスマッチのある再測定」の2項目、あるいはこれに「一時的な再測定」を加えた3項目に限定することで、「当期純利益に直接反映される項目」と「最終的に当期純利益に反映されるにせよ、それまでにいったんその他の包括利益に含める項目」との区分は明確なものとなる、という趣旨の提案を行っている。こうした提案が「明確な区分」にどれだけ寄与しうるのかについては、後に改めて論じたい。

## (2)直接的には純利益を定義(記述)しない理由 —純利益の曖昧さ—

前項で記したように、「概念フレームワーク討議資料」は当期純利益を直接定義したり、記述したりしようとせず、むしろ「その他の包括利益」に含まれる項目を限定することによって、当期純利益に含まれる項目を「間接的に」説明しようと努めている。IASB がこうした「迂回」を行う理由は、純利益は曖昧にしか定義できない、という事実認識に求められる。曖昧な定義に依拠していたのでは、「当期純利益に含まれる項目」と「含まれない項目」との間に明確な境界線を引くことはできない、というのである。

「純利益は曖昧な概念であり、当期純利益に含まれる項目と含まれない項目とを解

---

は「一時的な再測定」対象項目の一部と考えられる。

積の余地が残らない形で区分することはできない」という IASB のスタンスが、フーガーホースト現議長の持論に根ざしていることはよく知られている。純利益を明確に定義するのは難しい、という考えは、例えば、会計基準アドバイザー・フォーラムの新設を機に、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)の西川委員長との間で行われた対談において明示されている(西川他[2013])。

また同様の見解は、国際会計教育研究学会(IAAER)が主催する会議の場で上記の対談以前に行われたスピーチ(Hoogervorst[2012])や、その後ASBJ主催で行われたオープン・セミナーの特別講演(フーガーホースト[2014])でも示されている。さらには当期純利益と「その他の包括利益」の質的な相違を記述し、そのことをつうじて両者の明確な区分に寄与することを目的として公表された企業会計基準委員会の討議資料(Nishikawa[2013])に対しても、IASBのスタッフより、ASBJの提案に依拠したとしてもなお当期純利益に精緻な定義を与えることは難しい、というコメントが示されている(関口[2014])<sup>15</sup>。

「純利益は曖昧にしか定義できない」という事実認識は、必ずしも市場関係者の間で広く共有されているものといえない。例えば「概念フレームワーク討議資料」に関して市場関係者から寄せられたコメントを IASB のスタッフがとりまとめた諸資料 (IASB[2014a]から IASB[2014d]まで)において、純利益の曖昧さに関するコメントがほとんどみられない事実は、「当期純利益の曖昧さ」は大きな争点にならない、という事実認識が多くの市場関係者に共有されていることを示唆している。

にもかかわらず IASB が「当期純利益は曖昧にしか定義できない」という事実認識に至り、それに固執している経緯は必ずしも定かではない。その経緯と関連づける数少ない記述としては、「当期純利益に含まれる項目に固有の特徴(または属性)は何か」という問いに対する、市場関係者の多様な回答に関するものがある (IASB[2013], Table8.1)。

すなわちIASBは、「当期純利益に固有の属性」に関する市場関係者の認識が(a)「実現した成果か否か」、(b)「反復的に生じる成果か否か」、(c)「営業活動によって生じる成果か否か」、(d)「不確実性を免れた成果か否か」、(e)「確定までに長期を要する成果か否か」、あるいは(f)「経営者がコントロールしうる成果か否か」などに分かれる

---

<sup>15</sup> 当該会議の参加者からの情報によれば、本文に記したコメントはフーガーホースト議長自身によるものである。この論点については ASBJ[2014]も参照。

旨を指摘している。そのうえで、上記いずれの属性によっても、「(その他の包括利益を介在させることなく)当期純利益に含めるべき項目」を「その他の包括利益に含めるべき項目」と区分するための運用可能な指針を設定することはできない、という認識を示している。これに加え、そもそも上記の諸特性は相互に排他的なものではない、という認識も併せて示している(IASB[2013], paras.8.37-8.38)<sup>16</sup>。

ここで記したとおり、当期純利益に固有に属性に関する市場関係者の認識が多岐に分かれている。その事実は、当期純利益が備えるべき「最も重要な単一の属性」に関して、市場関係者間で共通の理解を得るのは困難であることを示唆している。「当期純利益は曖昧である」、あるいは「精緻な形で当期純利益を定義するのは困難である」という事実認識は、少なくとも部分的には、こうした事実から醸成されたのであろう。

こうした事実認識の醸成を促した要因としては、もう1つ、当期純利益の定義が困難であることに関して米国FASBもまた同様のスタンスに依拠していたことを指摘しうる。2014年3月に開催された会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)において用いられた資料(Linsmeier[2014])<sup>17</sup>が端的に示しているように、米国FASBは当期純利益は曖昧にしか定義できない、という事実認識をIASBと共有している。当該資料に記載されている「当期純利益に固有の属性として想定しうるもの」は、IASBが公表している諸資料(IASB[2013]など)に記載されているものと同様であり、この事実は、両基準設定主体が定義の曖昧さに関する結論のみならず、結論に至るまでの推論の過程をも共有していることを示唆している。

同資料(Linsmeier[2014])はまた、2011年12月にIASBと共催した「その他の包括利益と稼得利益の表示(Other comprehensive income and the presentation of earnings)」という表題の会議に言及している。この会議に関して公開されている情報は乏しいが、数少ない公表情報からすると、同会議は2011年12月8日に開催され

---

<sup>16</sup> 「概念フレームワーク討議資料」に対する市場関係者のコメントでは、本文中に列挙した特性のほか、(1)それぞれの企業に固有のビジネス・モデルに関わる成果か否か、(2)信頼しうる成果か否か、(3)短期間のうちに変動しうる成果か否か、(4)分配可能性を備えた成果か否か、なども「固有の属性」となりうる旨が指摘されている(IASB[2014c], para.56)。

<sup>17</sup> 形式上、Linsmeier[2014]は米国FASBのボードメンバーであるLinsmeier氏が個人の資格で執筆したものとされているが、その内容が米国FASBの見解と対立するものであることは想定できない。会計基準アドバイザー・フォーラムの参加メンバーもFASB自体であり、Linsmeier氏はその代表として会議に参加している。

た米国・財務会計基準諮問会議(Financial Accounting Standards Advisory Council)の会合に合わせて開催されたようである。そこで配布された手元資料(FASB[2011])には、まさしく「当期純利益とその他の包括利益とを明確に区分しうるのか」を主要な検討課題とする Rees et al.[2012](正確にはその未定稿)が添付されている。

後に改めて検討するように、Rees et al.[2012]で行われている推論とその帰結とは、IASB[2013]や Linsmeier[2014]と多くの点で共通している。その事実は、Rees et al.[2012]が、「当期純利益は曖昧にしか定義できない」という IASB や米国 FASB のスタンスを理論的に支えていることを示唆している。こうしたことから本稿では、「純利益は曖昧にしか定義できない」という事実認識にもとづく IASB の議論の合理性を次節以降で検討する際には、Rees et al.[2012]の議論を適宜参照する。

### (3)「当期純利益の曖昧さ」の含意 一求められる「IASB による推論の再検討」一

前項で検討したとおり、「概念フレームワーク討議資料」で IASB が「その他の包括利益」に含めるべき項目」の特定化を通じて「当期純利益に直接反映させるべき項目」と「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」との区別に努めているのは、当期純利益を曖昧にしか定義できないため、とされている。たしかに、多岐にわたる恣意的な解釈が許容されてしまう概念に依拠した会計基準では、期待されている役割を果たせないであろう。

ただ、一般に「過度に曖昧な概念に依拠したルールは十分に機能しない」ことと、「当期純利益の定義や当期純利益に固有の性質に関する記述には曖昧さが残されてしまう」ことをかりに与件として受け入れたとしても、そこからただちに「(当期純利益ではなく)その他の包括利益に含めるべき項目の定義に努めたほうがよい」、あるいは「そもそも当期純利益とその他の包括利益との区分を行わないほうがよい(そこまで極端なスタンスをとらないとしても、その他の包括利益を用いるケースはできるだけ限定したほうがよい)」などの結論が一意的に導かれてくるわけではない。そのような結論は、IASB が暗黙のうちに依拠している事実認識や価値判断に根ざしていると考えられるが、どのような事実認識や価値判断が想定されているのかは、いまだ明らかとなっていない。

こうしたことから、以下では、「その他の包括利益」に積極的な定義を与えることを通じて、当期純利益に直接反映させるべき項目と、いったん「その他の包括利益」に含



めるべき項目との区別を図るのがよい、というIASBの判断が、どのような事実認識や価値判断に支えられているのかを検討する。その過程で、IASBが行っている議論がどのような問題点を抱えているのかを併せて明らかにする。

#### 第4節 予断の析出 —「純利益の曖昧さ」をめぐる議論の再検討—

##### (1)純利益に関する定義の困難(Rees et al.[2012])

当期純利益とその他の包括利益との区分に係るIASBと米国FASBの議論において、理論的な支柱としての役割を果たしていると考えられるRees et al.[2012]は、「純利益とその他の包括利益との具体的な識別規準」に係る想定可能な選択肢として、(1)持続性の程度(Degree of Persistence)、(2)中核事業(との関連性)(Core Operations)、(3)経営者が統制しうる活動によって生み出された成果か否か(Management Control)、(4)保有しているストックの再測定によって生じた評価差額か否か(Remeasurements)を掲げている<sup>18</sup>。

このうち(1)で提案されているのは、持続性の高い項目を当期純利益に直接含め、それが低い項目は「その他の包括利益」に含める方法である。財務諸表の利用者が利益情報を通じて企業の将来キャッシュフローを予測し、その予測にもとづき企業の価値を評価しようとするのであれば、期間利益を構成する要素のうちのいずれの持続性が高く、いずれの持続性が低いと考えられるのかを明示することによって、利益情報の有用性を高めうる。持続性の多寡による区分の合理性は、こうした考えに求められる。実際、現行の会計基準(US-GAAP)が純利益に直接反映させている項目は、その他の包括利益を介在させる項目よりも総じて持続性が高いというのがRees et al.[2012]の事実認識である。

もともと、現行会計基準において純利益に直接反映される項目の中には、(その他の包括利益に含まれる項目と同程度に)持続性が低いものも含まれている。現状において、必ずしも持続性の程度によって純利益とその他の包括利益とが区分されていないにもかかわらず、その程度に応じて純利益に含めるべき項目とその他の包括

---

<sup>18</sup> より正確には、本文中に記した4つの選択肢に加え、(5)その他(Others)として成果の測定に不確実性が残っているか否か(Measurement Uncertainty)と成果が完全に実現するのに要する期間が長いか否か(Horizon over which unrealized gains / losses are ultimately realized)を掲げている。なお想定可能な判断規準が本文中に掲げられている4項目で網羅されているかどうかについての記述はみられない。

利益に含めるべき項目とを区分しようとするれば、基準の大きな変更に伴う混乱が予想される。さらには、純利益に含まれる項目にどの程度の持続性を要求するのかについての市場関係者間の合意形成には困難が予想される。こうしたことから Rees et al.[2012]は、最終的に、「持続性の程度」に根ざした区分は困難であるという判断に至っている。

これに対し(2)で提案されているのは、中核事業の成果を純利益に直接反映させ、それ以外の成果についてはその他の包括利益を介在させる方法である。こうした区分が意味を持ちうるのは、それぞれの企業に固有の経営資源に大きく依存している中核事業の成果は、それ以外の成果とくらべて環境要因に左右されることなく持続する、という推定が働くからであろう。こうしたことから、Rees et al.[2012]自身も、(2)は結局のところ先に記した(1)と同根の判断基準と考えられる旨を記している。そうであれば、抱えている問題点も(1)と共通していることとなる。

続いては(3)を論じる。Rees et al. [2012] は「経営者が統制しうる活動にもとづく成果かどうか」という識別規準(すなわち統制可能な活動の成果を当期純利益に直接反映させ、統制不能な活動の成果は「その他の包括利益」に含める方法)を、企業会計に期待されている役割のうち、「経営者が受託責任を果たしたかどうかの評価に資する情報の提供 (evaluating management's stewardship) 」が重視される場合に合理性を有するもの、と位置づけている。経営者が自身で統制可能な項目についてはかれらに直接的な受託責任を負わせられるものの、統制不能な項目から生み出された成果については、それが正であれ負であれ、その責任をかれらに負わせるのは難しい<sup>19</sup>。とすれば、統制可能な活動に関連しているかどうかに応じて投資の成果を区分することで、「受託責任が果たされたかどうかの評価に資する情報の提供」が促されることとなる。

もともと、現行の米国基準にもとづく純利益には、経営者が統制できない要素も含まれている。さらには、「経営者が受託責任を果たしたかどうかの評価に資する情報の提供」が企業会計に求められる役割の中でどれだけの重要性を有しているのかについては判断が分かれている。これらの事実は、「経営者が統制しうる活動にもとづく

---

<sup>19</sup> 統制不能な成果については責任を負う必要がない、というのが趣旨ではない。生み出された成果のすべてについて、経営者がある種の「結果責任」を負うとしても、経営者が株主の利害に沿って誠実に企業を運営したかどうかの判断は、投資の成果を統制可能な要素と統制不能な要素に分割したほうが下しやすいであろう、というのが趣旨である。

成果かどうか」にてらして当期純利益に反映させるべき項目と、それ以外の項目とを区分することが無条件に支持されるわけではないことを示唆している。

最後は(4)である。保有しているストックの再評価差額を「その他の包括利益」に反映させる一方で、それ以外の項目(典型的には外部の第三者との取引に裏づけられた主力商製品に係る成果)を当期純利益に直接反映させる方法の合理性は、Rees et al. [2012]では、(1)で記した「持続性の程度」に関連づけられている。将来における時価の変動は、一般に、当期に生じた時価の変動に関係なく生じると考えられる。言い換えれば、再評価差額は一時的な成果に過ぎず、持続性を有しないと考えられる。

これに対し、それ以外の成果は、(短期的には他社が模倣できないという意味で)各企業に固有の経営資源に依存していると考えられるため、少なくとも当面は持続すると考えられる。先に記したとおり、財務諸表の利用者が利益を構成する要素それぞれの持続性に関心を寄せているのであれば、作成者の側で持続性の違いに応じた区分を行えば、利益情報の有用性は高まりうる。再評価差額か否かに着目した区分の合理性は、上記のように説明しうる。

もっとも、(4)の判断規準が(1)と同じ考え方に根ざしたものであれば、その方法が抱えている問題点も(1)と共通していることとなる。それゆえRees et al. [2012]は、「再評価によって生じた項目か否か」という規準によっても「当期純利益に直接反映させるべき項目」と「その他の包括利益を介在させるべき項目」との区分は難しい、と結論づけている<sup>20</sup>。一連の議論にもとづき、Rees et al. [2012]は最終的に、「その他の包括利益を介在させる項目」を全廃し、すべての成果を当初から当期純利益に反映させることを提案している<sup>21</sup>。想定可能ないずれの分類規準によっても、当期純利益と「その他の包括利益」との客観的な区分は困難と考えられるためである。

以上を要約すれば、(1)「当期純利益に直接反映させるべき項目」と「その他の包括利益を介在させるべき項目」との区分においては複数の選択肢を想定しうるが、その多くは「持続性の程度の違い」という規準に還元しうること、(2)連続した値をとる「持続性の程度」について、特定の水準に閾値を設けることに合理的な解釈は与えられな

---

<sup>20</sup> ただしRees et al. [2012]は「再評価差額か否か」にもとづく分類が、単に「一定水準以上の持続性を備えているかどうか」を問う場合よりも「その他の包括利益を介在させる項目」の識別を客観的に行い、と指摘している。「再評価の手続によって生じた項目か否か」は外形的に明らかである、という事実認識がそうした判断を支えているのであろう。

<sup>21</sup> この主張はLinsmeier[2014]に受け継がれている。

いこと、の 2 点が Rees et al. [2012]の骨子と考えられる。

米国の現行実務においては、「その他の包括利益」に含まれている項目と同様に低い持続性しか期待できない項目(の一部)が、当期純利益に直接反映されている。こうした状況下で「持続性の程度」にもとづき「当期純利益に含めるべき項目」と「その他の包括利益に含めるべき項目」を区分し直せば、実務に大きな混乱が生じると予想される。それを避ける必要から、Rees et al. [2012] は最終的に、「当期純利益に直接反映させるべき項目」と「その他の包括利益を介在させるべき項目」とを区分せず、投資の成果に関する指標を統一すべし(包括利益と当期純利益との一致を図るべし、すなわち業績指標は現行の包括利益に一本化すべし)、という結論に至っている。

「その他の包括利益の存在自体は認めながら、その利用機会をできるだけ限定するのか、それとも業績指標の一本化を目指すのか」という点においては相違がみられるものの、米国 FASB による上記の議論は、推論の過程や「当期純利益は曖昧にしか定義できない」という結論を支える主要な論拠において、IASB の主張(IASB[2013])と多くの点で共通している。その事実、Rees et al. [2012] が IASB の議論においても理論的支柱としての役割を担っている可能性を示唆している。

こうしたことから、以下では、まずその Rees et al. [2012]に固有の問題点を指摘する。そこで指摘された問題は、基本的なスタンスで Rees et al. [2012]に依拠している IASB の議論にも共通するものと考えられる。もっとも、Rees et al. [2012]の議論と IASB の議論の間には細部で相違もみられる。それゆえ Rees et al. [2012]に固有の問題点を論じるのに続いては、IASB の議論に固有の問題点を指摘することに努める。前者の問題を取扱うのが(2a)であり、後者の問題を取り扱うのが(2b)である。

## (2) 当期純利益の曖昧さをめぐる議論の問題点

### (2a) Rees et al. [2012] に内在する問題点

Rees et al. [2012] では、「当期純利益に含めるべき項目」と「その他の包括利益に含めるべき項目」とを識別する規準として、主として 4 項目が検討対象とされ、いずれも「その他の包括利益に含めるべき項目」の客観的な識別には寄与しない、という結論が下されていた。同稿のこうした議論が抱えている第 1 の問題点は、「当期純利益に直接反映すべき項目と、いったんその他の包括利益とを介在させるべき項目との区分に関する現行実務について、同稿では合理的な解釈を与えられなかった」という

事実から、当期純利益とその他の包括利益との区分は「原理的に」恣意的にしか行えない、という結論が引き出されている点に求められる。

上記のとおり、Rees et al. [2012] は、会計上の利益が備えるべき特質(として、市場関係者が広く支持し、受け入れているもの)をいくつか想定したうえで、現行会計基準による「当期純利益に直接反映すべき項目」と「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」とが、それぞれ、「上記の特質を有している項目」と、「それを十分には有していない項目」とに対応しているかどうかを検討している。こうした作業は、「会計上の利益が備えるべき特質」に関連づけて、当期純利益と「その他の包括利益」との区分に関する現行実務に合理的な解釈を与えようとする試みと位置づけられる。

この際、「会計上の利益が備えるべき特性で、その特性の多寡に応じて利益の構成要素を区分表示(2分割)することで、利益情報の有用性を高めうるもの」を Rees et al. [2012] が網羅しているといえるのであれば、「いずれの特性に着目した区分表示も現行実務に合理的な解釈を付与できない」という事実は、「当期純利益とその他の包括利益との区分は、政治的な妥協の産物に過ぎない」という結論と結びつきうる。

しかしRees et al. [2012]で言及されている主要な4つの分割方法が、想定可能な方法をすべて網羅している保証はない<sup>22</sup>。想定可能な方法の事実上すべてを網羅したとという理由を著者らが明示していないのに加え、財務報告の意義と財務報告を取り巻く環境条件に関する基礎的な知識から、当期純利益と「その他の包括利益」との区分に関する「代替的な説明」(詳しくは後述)を引き出すことも容易である。こうした事実は、Rees et al. [2012]の議論だけでは「当期純利益とその他の包括利益との区分は、政治的な妥協に過ぎない」という結論を引き出せないことを示唆している。Rees et al. [2012] の結論は、その意味で、予断にもとづくものといってよい。

Rees et al. [2012] の議論が抱えている第2の問題点は、「当期純利益に直接反映させるべき項目」と「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」とを区分する規準として同稿が記している「主要な4項目」について、それらを支えている仮説が明らかではない点に求められる。

---

<sup>22</sup> もちろん、ある会計現象に関する解釈としては、形式上、無数のシナリオを想定しうる。ここで問題としているのは、先行研究の成果にてらして多くの市場関係者が受け入れている仮説と整合的なシナリオを事実上すべて網羅しているかどうかである。

先に述べたとおり Rees et al. [2012] は、例えば、企業が生み出した投資の成果を「持続性が高い項目」と「それが低い項目」とに区分する必要性に関連づけて、当期純利益と「その他の包括利益」とを区分する実務に合理的な解釈を与えようと試みている。会計上の利益を用いて企業が将来に生み出すキャッシュフローを予測しようとする際、投資家は実績値としての利益を構成するどの要素が、将来にわたりどれだけ持続可能なのかに関心を寄せる。そうであれば、一定の閾値を設けたうえで、実績としての利益を「将来にわたり持続可能な部分」と「持続可能とはいえない部分」とに区分しておくことで、投資家が個々に「持続可能性の程度」に関する分析を行う際に負担するコストの軽減を図ることが可能となる。Rees et al. [2012] はおそらく、こうした考えから「持続可能性の程度」に着目したのであろう。

上記のとおり、利益の構成要素に係る「持続可能性の程度」に投資家に関心を寄せているのは確かであろう。しかしそうした事実は、一定の閾値を設けたうえで、「持続可能性が想定的に高い要素」と「低い要素」をそれぞれ「当期純利益」および「その他の包括利益」として報告したほうがよい、という判断とは直結しない。というのも、上記の議論から直接的に導かれてくる帰結は「利益の構成要素を持続可能性の程度に応じて適宜区分表示すべし」に限られるからである。

かりに構成要素ごとに異なる「持続可能性の程度」を投資家に伝えることだけが求められているのであれば、そこでいう「区分掲記」が二元的なもの(持続性の高いものを当期純利益に含め、相対的に低いものを「その他の包括利益」に含める方法)である必要はない。より多くのカテゴリーに区分することも妨げられず、むしろより多くのカテゴリーへの区分が推奨されることもありうる。さらにいうと、末尾の包括利益までに「小計欄」を設けること(例えば小計欄「当期純利益」の設定)も必然とはいえない。持続性の違いに応じて利益の構成要素が適切なカテゴリーに含まれているかぎり、投資家は自身の分析手法に応じて適切な「小計金額」を自主的に算定することができるからである。

上記のとおり、Rees et al. [2012] の議論は「当期純利益に直接含まれる項目」と「いったんその他の包括利益を介在する項目」とが混在している事実と整合的なものではあるが、その議論は、例えば「当期純利益の範囲内における(持続可能性の程度に応じた)多段階の内訳区分」とも整合しうる。Rees et al. [2012] の議論はその意味で、現行実務のような「当期純利益とその他の包括利益との二元的な区分」に排他

的な合理性を与えるものとなっていない。代替的な説明とも整合する以上、Rees et al. [2012] の議論だけから「当期純利益に直接含まれる項目」と「いったんその他の包括利益に含める項目」とに区分する必然性は説明できない。同稿の議論はその意味で、「現行実務に合理的な解釈を与えるための説明原理」として不十分なものとどまっている。

Rees et al. [2012] の議論が抱えている第3の問題点は、それが「その他包括利益」の要素を含む、包括利益の開示が求められることとなった歴史的な経緯に合わない推論を展開している点に求められる。

よく知られているとおり、かつて主要国の会計基準においては、当期純利益と株主持分との間にクリーン・サープラスの関係が保たれていた。やがて「投資成果の適切な把握」以外の要請から、(当期純利益の計算・開示に制約されることなく)貸借対照表上の資産と負債に独立した評価が求められるケースが生じてきた。その嚆矢が米国財務会計基準書第52号「外貨換算」(FASB [1981])であり、その公表以降、多様な「純資産直入項目」が貸借対照表に計上されることとなった。こうした経緯をふまえ、米国財務会計基準書第130号「包括利益の報告」(FASB [1997])が公表され、資本取引以外による純資産の変動差額が「包括利益」として報告されることとなり、現在に至っている。

こうした歴史的経緯にてらしてみると、過去から現在に至るまで、当期純利益を主要な業績指標とみなし、その計算と開示とを財務報告の中心に据える発想は、一貫して存在してきたといつてよい。「その他の包括利益」は、当期純利益の計算・開示とは異なる要請から資産・負債に独立した評価を与える必要が生じた場合に、「当期純利益の構成要素が備えている要件をいまだ充足していない項目」の受け皿として設定されたものであり、当期純利益と「その他の包括利益(特定年度における発生額)」からなる包括利益に主要な業績指標としての役割が期待されてきたわけではない<sup>23</sup>。

---

<sup>23</sup> つまり「その他の包括利益」を構成する諸項目には「当期純利益の構成要素が備えている特質を有していない項目」という共通項しか見出しえず、それを含んだ包括利益の構成要素に共通の特質を記述することは困難かもしれない。もちろん、資本取引以外による純資産の変動差額で包括利益を定義すること自体は容易である。しかし当期純利益の計算・開示という目的に制約されことなく、資産・負債に独立した評価を与えることが求められたり、許容されたりするケースと、それが禁じられるケースとがなぜ、どう分かれているのかが明らかにされないかぎり、新たに生じた取引から「その他の包括利益」を認識する必要があるかどうかは判断できない。その意味において、

これに対し Rees et al. [2012] の議論では、当期純利益と「その他の包括利益」との区分は政治的な妥協の産物としてしか説明できないから、現在認識されている損益を2分することなく一元的に把握すべし、という結論が導かれている。これは包括利益の計算過程で「当期純利益」という小計欄を設けるべきではない、という含意を有している議論とみてよい。言い換えれば、Rees et al. [2012] は暗黙のうちに、包括利益の開示が第一義的に要求されており、その中で必要に応じて小計欄を設けるのが良い、という前提に立っている。

これに対し先に確認した歴史的経緯は、当期純利益が包括利益の内訳項目(小計欄の対象)として報告されてきたのではなく、むしろ資産・負債を(当期純利益の計算・開示とは)独立に評価する必要から純資産直入項目が生じ、主としてそれらの取扱いについての統一化を図る必要から、包括利益の開示が事後的に求められるようになったことを示唆している。そこでは、たとえ当期純利益と「その他の包括利益」との区分が曖昧にしかなしえず、その曖昧さが実務上の問題を引き起こしているとしても、開示される業績指標を包括利益で統一すべし、という帰結が導かれてくることはない。

そうであれば、かりに曖昧さのゆえに当期純利益と「その他の包括利益」との区分を禁止するのを与件とするなら、「その他の包括利益」の開示を禁止する形での解決(現在「その他の包括利益」として取扱われている諸項目を、投資の成果と直接的には結び付かない「純資産直入項目」に戻す方法)こそが、歴史的な経緯に適うものとなりそうである<sup>24</sup>。

ここで記したとおり、包括利益の開示が要求される前から、当期純利益の開示は一貫して求められてきたものであり、その必要性は包括利益の導入前後で不変といえる。これに対し Rees et al. [2012]の提案によれば、現在「その他の包括利益」に含まれている諸項目は、最初から当期純利益に直接含まれることとなる。それは「当期純利益の変質」を伴う提案であり、それを受け入れた場合は、これまで「その他の包括利益」を除いて算定してきた「現行の当期純利益」と等質的な業績指標が失われてしまうこととなる。そうした影響への配慮を欠いている点でもまた、Rees et al. [2012] には改善

---

当期純利益と包括利益の存在意義は異なる。

<sup>24</sup> もちろん、「その他の包括利益」との関係にかかわらず、「唯一の業績指標としての当期純利益」が曖昧にしか定義されないのかどうかを検討することは可能であるし、そうした検討からは実り多い成果を期待し得る。ただし Rees et al. [2012] がそうした検討を指向しているとは考えられない。



の余地が残されている。

## (2b) IASB に固有の主張にみられる問題点

これまでの議論においては、いわば Rees et al. [2012] に「寄り添い」、そこに内在する予断の析出に努めてきた。これまでも記してきたとおり、「当期純利益に直接含める項目」と「いったんその他の包括利益を介在させる項目」との区分に関する IASB や米国 FASB の議論は、同稿の影響を色濃く受けたものとなっている。Rees et al.

[2012] が抱えている問題点は、その意味において、IASB や米国 FASB にも共通したものとなっている。ただし IASB や米国 FASB の議論は Rees et al. [2012] をそのまま受け入れたものではない。同稿に根ざしながらも、部分的にはそれぞれの基準設定主体に固有の論理展開もみられる。その傾向はとくに IASB において顕著である。

こうしたことから、以下では、「いったんその他の包括利益を介在させる項目を限定列挙し、そこに含めうる項目に厳しい制約を課すことで、できるだけ多くの項目を直接当期純利益に反映させたほうがよい」という IASB に固有の主張を検討対象とし、そこに内在する問題点の解明を試みる。

IASB による当期純利益とその他の包括利益との区分にみられる第 1 の問題点は、「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」を「橋渡し項目(Bridging Items)」、「ミスマッチのある再測定(Mismatched Re-measurements)」の 2 類型、あるいは「一時的な再測定(Transitory Re-measurement)」を含めた 3 類型に分類しているものの、これらの類型に含まれる項目がなぜ「その他の包括利益」に含まれるのかに関する明示的な説明を欠いている点に求められる。

先述のとおり、「橋渡し項目」は日本でいうその他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定を、また「ミスマッチのある再測定」は繰延ヘッジ損益を、さらに「一時的な再測定」は退職給付会計における数理計算上の差異を念頭に置いたカテゴリーと位置づけられる。つまり IASB による分類は、現行の会計基準が「その他の包括利益」に含めている項目の名称を、それらが有している特徴に関するより一般的な記述に置き換えている(読み替えている)に過ぎない。

こうした置き換え(読み替え)は、「当期純利益に含まれない項目に共通する特徴の析出」に資するものといえる。こうした作業をつうじて、「当期純利益に直接反映されることのない項目」の範囲が明らかとなり、それがまた「当期純利益に直接反映される

項目」の特定化に寄与しうるのは確かであろう<sup>25</sup>。

しかし、たとえ「当期純利益に直接含まれるものと、いったんその他の包括利益を介在させるべきものとの(個別項目単位の)特定化」が可能になったとしても、「特定化」それ自体を目的とした議論は「当期純利益に直接含まれる項目に共通する特徴の解明」に寄与しない<sup>26</sup>。それが明らかとならない限り、かりに当期純利益に直接含まれる項目と直接には含まれない項目との客観的な識別が可能になったとしても、そうした区分を行う必要性や必然性が未解明のまま残される。必要性の乏しい区分が、市場関係者に幅広く受け入れられるとは思えない。そうであれば、こうした区分にもとづく概念フレームワークに「個別基準を開発する際の指針としての役割」を期待することも困難であろう。

以上を言い換えるなら、たとえ当期純利益に含まれる具体的な項目を網羅的に示すことができたとしても、なぜ特定の項目が当期純利益に含まれ、別の項目は含まれないのかに関する説明を伴わないかぎり、新たに生じた項目を当期純利益に含めるかどうかの判断は下せない。新たに生じた項目が当期純利益に含まれるかどうかを判断するためには、当期純利益に固有の特性に関するコンセンサスが必要である。つまり抽象的な次元で「当期純利益に共通の特質」を明らかにしなければ、「何を当期純利益に含めるのか」に関わる基準開発に資する指針は得られないこととなる。そう考えれば、個別基準を開発する際の指針としての役割が期待されている概念フレームワークにおいて、「当期純利益に関する曖昧な記述は避けるべし」という趣旨の通念が抱えている問題は明らかであろう。

当期純利益に限らず、ある項目が有している共通の特性に関する議論は、抽象的であるがゆえに曖昧さを免れられない。それを避けるため、「ある概念に含まれる項目の網羅的な列挙」を通じて「該当項目」と「非該当項目」との識別を図れば、ある概念に含まれるものと含まれないものとの分類規準それ自体は明確であっても、その分類を通じてどのような目的の達成を期待しうるのかは不明確となってしまう。「当期純利益は曖昧にしか定義できない」といえるかどうかの検討に際しては、上記の点を念頭

---

<sup>25</sup> 当期純利益の「外延」を明確にすることが IASB の目的だとすれば、その目的は一定水準で達成されたとみることができる。

<sup>26</sup> たとえ IASB が「当期純利益を客観的に定義すること」、すなわち当期純利益の外延を明確化する試みに成功したとしても、その事実は「当期純利益の内包もまた明確化されたこと」を意味しない。

に置く必要がある。

ここで記したとおり、第1の問題点は主として、「当期純利益に対する客観的な定義の付与」が「ある項目が当期純利益に含まれるかどうかの判断を、個別項目毎に、主観に左右されることなく行いうること」と同一視されている点に求められる。ただ、「いったんその他の包括利益を介在させる項目」を「橋渡し項目」、「ミスマッチのある再測定」の2類型、あるいは「一時的な再測定」を含めた3類型に分類する方法が抱えている問題は上記の点にとどまらない。上記の問題に加え、現行実務に合理的な解釈を与えようとする記述的な議論と、必ずしも現行実務に制約されることなく導出されてきた目標仮説の達成手段として、何が最も望ましいのかを問う規範的な議論との混在が、問題をいっそう深刻かつ複雑にしている。以下、これを第2の問題点として詳述する。

繰り返し述べているように、一般に概念フレームワークには、個別基準の開発に際しての指針としての役割が期待されている。そうした役割を果たすため、概念フレームワークには、財務報告をつうじて達成すべき目標と、それを達成するための適切な手段が記されていないなければならない。つまり概念フレームワークには「理想状況」に関する記述が不可欠といえる。

もちろん、そこでいう「理想状況」がこれまで観察されてきた会計現象や、それらに根ざした「会計現象間の因果関係に関する支配的な仮説」から極端にかけ離れたものであれば、それが「理想状況」であることについて市場関係者の合意が得られなかったり、あるいは「達成しようとしても達成しえないもの」とみなされたりすることもありうる。つまり現実的には達成しえない目標を理想として掲げたとしても、そうした「机上の空論」に個別基準を開発する際の指針としての役割を期待することはできない。その意味では、概念フレームワークに記された「理想状況」が、経験的な事実とある程度の接点を有していることは必要であろう。

しかしそのことは、「現行実務に最も矛盾の少ない、合理的な解釈を与えうる概念フレームワーク」が最善であることを意味しない。そういえるのは、現行の会計実務と「理想状況」とがもともと一致している、という現実離れした想定を置くことができる場合に限られる。通常、そうした想定が現実に反する以上、「期待されている役割を果たしうる概念フレームワーク」は、むしろ(部分的に)現行実務に反する内容を含んでいることとなる。

こうした議論をふまえると、IASBによる概念フレームワーク討議資料[2013]が、当期純利益とその他の包括利益との区分について「現行実務と整合的な規準」を目指していること(そのことをつうじて、暗黙のうちに、現行実務に反しない会計処理を推奨していること)の問題点が顕在化する<sup>27</sup>。

「個別基準を開発する際の指針」という役割を果たしうる概念フレームワークをIASBが目指すのであれば、まずは目標仮説(達成すべき目標)を明示する必要がある。次いで「当期純利益に直接含めるべき項目」と「その他の包括利益をいったん介在させるべき項目」とをどう区分すれば、上記の目標の達成に寄与するのか、という観点から「理想的な区分」を示す必要がある<sup>28</sup>。「理想的な区分」は「現行基準が実際に要求している区分」と異なりうるが、両者の間に乖離が生じた場合に、そのギャップをどう埋めるべきかを示すことこそ、概念フレームワークに期待されている役割と考えられる。これと比較すれば、「単に現状を追認しただけの概念フレームワーク」が基準開発の指針として適格さを欠くことは明らかであろう。

### (3)小括

これまで検討してきたとおり、Rees et al. [2012] や、それを理論的な支柱としている「概念フレームワーク討議資料」(IASB [2013]) は、ともに未解決の深刻な問題点を抱えている。それゆえ、それらで示されている判断、すなわち「当期純利益とその他の包括利益との区分は政治的な妥協の産物に過ぎず、両者の区分を撤廃したほうがよい」や、「その他の包括利益に含まれる項目を厳格に定義することをつうじて、できるだけ多くの項目を当期純利益に直接反映させるのが望ましい」を無条件に受け入れることはできない。

---

<sup>27</sup> IASBによる概念フレームワーク討議資料[2013]は、現行実務と整合的な分類規準を目指している旨を明記しているわけではない。ただ、結果的に導かれてきた分類規準は、「IASBが現行実務にできるだけ合理的な解釈を与えようとした」という仮説と整合的なものとなっている。「アプローチ2A」と呼ばれる分類規準と、「アプローチ2B」という分類規準が両論併記されたのは、現行実務で「その他の包括利益」に含まれている項目のうち、数理計算上の差異に関わる部分については、これをその他の包括利益に含めるべき項目とみる立場のほか、現行実務にかかわらず、その他の包括利益に含めるべきではないとみる立場も有力であることに配慮がなされたためであろう。

<sup>28</sup> この問題の検討に際しては、本来なら、特定国(または地域)の会計基準だけを念頭に置いた概念フレームワークと、会計基準の国際的な統合化に資する概念フレームワークとで、「基準開発の指針として求められるものは等質的か」という根源的な問題の検討も必要と考えられる。ただしこれは本稿で取扱いきれない問題といえるため、ここでは問題点の指摘だけにとどめる。

とはいえ、Rees et al. [2012] や「概念フレームワーク討議資料」(IASB [2013])が推奨している「当期純利益とその他の包括利益との区分」が、他の代替的な区分との相対比較において(個別基準を開発する際の指針として)優れているのであれば、「次善策」としてそれを採択することはありうる。そういえるかどうかは、当期純利益とその他の包括利益との区分に関する代替的な識別規準としてどのようなものを想定しているのかに依存している。

こうしたことから次節では、当期純利益に直接含まれる項目と、いったんその他の包括利益を介在させるべき項目との区分に関する「代替的な説明原理」を模索する。そこでいう「代替的な説明原理」の検討に際しては、Rees et al. [2012] や「概念フレームワーク討議資料」(IASB [2013])が抱えている問題点に鑑み、(a)財務報告の目的に関する目標仮説との関係を強く意識しながら、(b)当期純利益が備えるべき特質に焦点を当てた説明に努めたい。こうした「代替的な説明原理」は、当期純利益とその他の包括利益との分類に寄与するものでなければならないが、その模索に際しては「解釈の余地が乏しい分類規準を目指すこと」自体を「ひとり歩き」させないのが肝要であることも、Rees et al. [2012] などに関する検討から引き出されてきた含意である。

## 第5節 純利益と「その他の包括利益」との区分(2) —代替的な説明:「経営者が実際に採択した投資行動にてらして確定した成果」—

### (1)本節の概要

先に記したとおり、包括利益の開示が求められるようになったのは、増加してきた純資産直入項目に(形式上)首尾一貫した解釈を与える必要が生じたためと考えられる<sup>29</sup>。そうした決定は、当期純利益を開示すること(あるいは当期純利益情報の有用性)の否定に根ざしたものではなかった。

包括利益は当期純利益の開示を与件とし、それに追加する形で求められるようになったものであり、当期純利益の開示は、包括利益の開示が始まる前後で一貫して求められている。そうであれば、「当期純利益に直接含まれる項目」と「いったんその

---

<sup>29</sup> 「資本取引以外によって生じた、期中における純資産の変動差額」と定義される包括利益には「資産・負債アプローチと親和性のある業績指標」という解釈を与えることができる。その事実は包括利益情報の有用性を保証するものではないが、そうした解釈が包括利益の利用を促してきたことは容易に想像しうる。

他の包括利益を介在させる項目」との区分は、(a)当期純利益が備えるべきと考えられてきた特性や、(b)そうした特性を備えていることで、財務報告に期待されている役割がより良く果たされると考えられる理由に関連づけて行うべきこととなろう。

よく知られているように、当期純利益が備えている固有の特質は、これまで「実現」「稼得」などの概念で説明されてきた。以下では、(a)会計上の業績指標が備えるべきどのような特質が「実現した成果」や「稼得された成果」などの概念と結びつけられてきたのかを解き明かすとともに、(b)そうした特質が「財務報告の目的」の達成にどう貢献・寄与すると考えられてきたのかの解明を目指す。

## (2)「実現した成果」「稼得された成果」としての当期純利益 —伝統的な説明原理に再度向けられた関心—

「実現した成果」や「稼得された成果」が業績指標に係るどのような特質と対応しているのか、という点に関する現行概念フレームワークの記載内容は、先述のとおり、IASBのみならず米国 FASB も不十分なものとどまっている。しかし IASB や米国 FASB が長年にわたり「実現した成果」や「稼得された成果」に固有の特徴の解明を目指しながら、いまだ十分な成果が得られていない事実は、「実現」や「稼得」などの概念を用いて当期純利益に固有の特性を記述することが原理的に不可能であることを必ずしも意味しない。というのも、これまで IASB や米国 FASB がそうした試みで成果を上げてこなかったのは、「実現」や「稼得」は曖昧な概念であり、それらに依拠していたのでは首尾一貫した基準開発はできない、という予断を有していたためと考えられるからである。

これまで論じてきたとおり、かりに「実現」や「稼得」の定義に曖昧さが残ることは避けられないとしても、その事実は「実現」や「稼得」などの概念に依拠した基礎概念の体系が、個別基準を開発する際の指針として機能しないことを意味しない。むしろ「財務報告の目的」との関連を意識しながら「当期純利益の構成要素が備えるべき共通の特性」を抽象的な次元で記述しておかなければ、個別基準において「当期純利益に直接含まれる項目」と「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」との識別に際し、首尾一貫した判断を下すことはできない。「首尾一貫した基準開発」を標榜する場合、「事例横断的に求められる共通の特性」に関する抽象的な(それゆえ曖昧さの残る)議論は避けられないのである。

「首尾一貫した基準開発」のために「実現」や「稼得」などの概念を排除しようとしたIASB や米国 FASB の議論は、その意味で自己矛盾を抱えていたといつてよい。あるいは、「首尾一貫した基準開発の基礎となる抽象的な概念の曖昧さ」と「そうした基礎概念を個々の状況に適用するための具体的な判断規準の曖昧さ」とが混同されていたのかもしれない。「実現」や「稼得」はここでいう「個別基準を開発する際の基礎をなす概念」に属するものであり、「(具体的な状況で)実現の有無を特定の事象に関連づけて判断するための個別ルール」とは異なる。「実現」や「稼得」について場当たりの解釈が与えられ、結果的に「実現」や「稼得」が曖昧に運用されてしまうことと、「実現」や「稼得」が基準開発を支える基礎概念ゆえに曖昧さを抱えていることとは次元の異なる問題であるにもかかわらず、両者が混同されてきた可能性も否定できない。

IASB や米国 FASB がこれまで行ってきた議論に上記のような問題点がみられるのであれば、IASB や米国 FASB が「実現」や「稼得」に依拠した概念フレームワークの開発を事実上断念したとしても、なおそれらの概念に関連づけて当期純利益に固有の特性を記述する試みは意味を持ちうる。

こうした考えにもとづき、ここでは、「実現」や「稼得」に、「実際の投資行動にてらして確定した(その意味で不可逆的な)成果」に対する要請を反映したものという解釈を与えようと試みる。後述のように、こうした解釈は、「実現した成果」や「稼得された成果」を「未実現の成果」や「稼得されていない成果」から区分する理由を「財務報告に期待されている役割」に関連づけて説明することを可能とする。以下ではこの点を詳述する<sup>30</sup>。

### (3)利益情報の「フィードバック価値」あるいは「確認価値」と当期純利益

よく知られているように、財務情報に期待されている主要な役割のひとつに「投資家らの意思決定に有用な情報の提供」がある。投資家らは企業が将来に生み出すキャッシュフローを予測し、そのことをつうじて企業価値を評価しようとする。そうした目的で用いられる財務情報には、将来キャッシュフローの予測に資することが期待され

---

<sup>30</sup> その際、本稿では「投資家の意思決定に有用な情報の提供」という文脈で財務報告に期待されている役割のうち、とくに「実績との照合を通じた期待の改訂に資する情報の提供」あるいは「フィードバック価値(あるいは確認価値)ある情報の提供」に着目する。「予測価値ある情報の提供」とくらべたとき、「実現した成果」や「稼得された成果」の必要性をより良く説明しようと考えられるからである。

ている。そこでいう将来予測への寄与・貢献としては、「直接的な寄与」のほか、「予測と実績(期待と事実)との突き合わせを通じた予測の改訂(予測精度の向上)」による「間接的な寄与」も想定しうる。後者は、過去における期待がどれだけ誤っていたのかを顕在化させることによって、将来に向けての予測精度を高めようというのである。

「間接的な寄与」には実績の把握が不可欠だが、客観的な事実に基づけられた「実績値としての成果」の算定には首尾一貫した計算システムが求められ、その運用にはコストを要する。それゆえ複数の情報源から「実績値としての投資成果」に係る情報を入手しうる状況は想定し難く、実際にはディスクロージャー制度のもとで開示される会計上の利益が事実上唯一の情報源となる。とすれば、上記の「間接的な貢献」は、企業会計によってしか果たしえないものと位置づけられることとなる。

こうした役割を果たすために必要な「投資の成果に係る実績値」は、「確定したもの」、すなわち「適切な事実に基づけられたという意味において、期待から事実に変化したもの」という特性を備えていなければならない。「過去に抱いていた期待」の相対化を図るための尺度(その精度を測るための尺度)は、期待以外のものに求めなければならない。つまり「過去に抱いていた期待」が適否を測る対象である以上、「期待に直接関わる指標」を用いることはできない。

この点、いまだ実行中の投資プロジェクトに係る政策投資株式に係る評価損益の発生や為替換算調整勘定の変動などは、確定できないという意味において「期待の次元にとどまる成果の変化」に過ぎない。もちろん、経営者の合理的な選択(ビジネス・モデルに適った選択)にかかわらず、政策投資株式や親会社と営業上緊密に結びついた在外子会社を処分すれば、上記の「潜在的な成果」を事実に基づけられた成果へと転化させることは可能である。しかしそれらが実際には採択されない方法である以上、そこで形式的にしか実現させられない金額を「確定した成果」とみることはできないであろう。

ここで記してきたとおり、財務報告に期待されている「投資家らの意思決定に資する情報の提供」という役割との関係で、「フィードバック価値」あるいは「確認価値」と呼ばれる特性を備えた利益情報を提供するためには、「経営者が実際に採択した投資行動にてらして確定した成果」を計算・開示することが必要となる。そうした特性を備えた利益を提供しうる情報源としては、事実上、ディスクロージャー制度のもとで開示される会計上の利益が唯一のものと考えられる。そういえるのであれば、「(適切な)事



実に裏付けられた成果」あるいは「事実に転化した成果」だけを構成要素とする当期純利益と、「期待の次元にとどまる成果」をも構成要素とする「その他の包括利益」との区分は必須の要請となろう<sup>31</sup>。

もちろん、「期待の次元にとどまる成果」と「適切な事実に裏付けられた成果」との区分には曖昧さが残される。しかしそうした曖昧さが、上記の規準にてらして「当期純利益に直接反映させるべき項目」と「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」とを区分することで利益情報の利用者が享受しうる便益を完全に相殺してしまうほど深刻な問題を引き起こすかどうかは、上記の考え方にもとづいて開発される個別基準（業績の測定方法と測定結果の開示手法に関わるもの）の内容次第である。

実現概念や稼得概念にもとづく伝統的な基準開発が問題を抱えていた問題としては、それらが多義的な解釈を許容してしまう概念であることより、むしろ「実現」や「稼得」に着目した業績測定をつうじて利益情報にどのような特性が備えられ、その特性を具備することで、なぜ「財務報告の目的」がより良く達成されるのか、という次元の議論を「明示的に」行う機会が稀であったことに求められそうである。本稿で強調している「経営者が実際に採択した投資行動にてらして確定した成果（の重視）」は、市場関係者が「実現した成果」や「稼得された成果」を重視する理由として暗黙のうちに想定していたと考えられるものを、筆者が顕在化させたものである。「実現した成果」としての当期純利益が「財務報告の目的」を達成するのに貢献し、寄与する理由が明確になれば、当期純利益に関する「否定的な予断を伴わない」議論が期待できそうである。

## 第6節 おわりに

米国 FASB においても、また IASB においても、現行の概念フレームワークが当期純利益（あるいは稼得利益）に直接含めるべき項目と、いったん「その他の包括利益」に含めるべき項目とをどう識別するのか、その方法で識別しなければならない理由は何か、といった点に関する説明は不十分なものとどまっている。こうした事態を受け、FASB と IASB はいま、それぞれ、当期純利益に含めるべき項目といったん「その他の

---

<sup>31</sup> ここでは詳述を避けるが、契約支援機能（あるいは利害調整機能）と呼ばれる役割との関係においても、「実際の投資行動にてらして確定した成果」と「確定したとはいえない成果」とを区別する必要性は説明しうる。

包括利益」を介在させるべき項目との関係に係る「新たな説明」を模索している。

この「新たな説明」の方向性は、両者で必ずしも一致していない。例えば米国 FASB では「その他の包括利益」を介在させる項目の全廃が目指されており、その意味において「包括利益と当期純利益との一致」が図られている。これに対し IASB では、当期純利益に直接含まれる項目に積極的な定義を与えることに代えて、「その他の包括利益」を介在させるべき項目を厳密に定義し、それらの項目に固有の特徴を記述することによって、両者の明確な識別を目指している。IASB はその際、「その他の包括利益」を介在させうるのは、厳しい要件を満たした少数項目に限られる、という事実認識を示し、当期純利益に直接含める方法が原則であることを強調している。

ここで記したとおり、米国 FASB と IASB は、当期純利益と「その他の包括利益」との区分方法について必ずしも見解が一致しているわけではない。ただし両者は「当期純利益は曖昧な形でしか定義できない」という基本的なスタンスにおいては一致している。しかも状況証拠にてらしてみると、両者のこうした共通のスタンスは、いずれも、Rees et al. [2012]に根ざしたものであると推察される。

こうしたことから本稿では、Rees et al. [2012]が「当期純利益とその他の包括利益との区分は政治的な妥協の産物としか説明できないものであり、両者を区分しようとするあらゆる試みは原理的に成功しえない」という結論に至った過程の検証を試みた。その結果、Rees et al. [2012]の議論にはいくつかの矛盾や問題点が潜んでおり、そこで行われている推論を無条件に受け入れるわけにはいかない、という結論に達した。この事実をふまえ、本稿では最後に、「当期純利益が備えるべき固有の特性」に関する代替的な説明を模索した。その際、「曖昧な定義とし結びつかない」という理由で排除されてきた「実現」「稼得」などの概念に根ざした説明も視野に収め、財務報告に期待されている役割への寄与や貢献との関連が明確な特性」として、どのようなものを想定しうるのかを論じた。

この文脈において本稿が注目したのは「実際に投資行動にてらして確定した成果が生じたか否か」という判断規準である。利益情報にいわゆる「フィードバック価値」や「確認価値」が求められる場合（すなわち企業の活動成果に対するかつての予想がどれだけ正確であったのかを確かめる場合）、期待の相対化を図るための尺度として「(適切な) 事実裏づけられた成果」の情報が必要となる。「実現した成果」や「稼得された成果」は「経営者が実際に採択した行動にてらして事実上確定した成果」とし

ての特性を備えていると考えられ、「期待の改訂」に資するものと考えられる。これに対し、「その他の包括利益」の構成要素には「期待の次元にとどまる成果も含まれている。

よく知られているように、「実現」や「稼得」は、曖昧な定義にしか寄与しない、という観点から業績の測定方法や測定結果の開示手法に関する議論において避けられてきた概念である。「曖昧さ」に関する通念の誤解が解き明かされたいま、「当期純利益に直接反映すべき項目」と「いったんその他の包括利益を介在させるべき項目」との区分をこれらの概念に関連づけて説明できるかどうかの再検討が求められている、といえそうである。

## 引用文献

秋葉[2014]、秋葉賢一『エッセンシャル IFRS (第3版)』中央経済社、2014年3月。

関口[2014]、関口智和「2013年12月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF)について」『季刊会計基準』通巻第44号、2014年3月、20-26頁。

西川他[2014]、西川郁生・Hans Hoogervorst「IASB ハンス・フーガーホースト議長と ASBJ 西川委員長による対談」『季刊会計基準』通巻第41号、2013年6月、23-27頁。

フーガーホースト[2014]、ハンス・フーガーホースト「純利益と OCI の定義は可能か (ASBJ オープン・セミナー特別講演)」『季刊会計基準』通巻第44号、2014年3月、47-53頁。

ASBJ [2014], Accounting Standards Board of Japan, “Is OCI Unnecessary?”, ASBJ Short Paper Series No.1, May 2014.

([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_e/international\\_activities/discussion/20140523\\_e.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/discussion/20140523_e.pdf))

FASB [1981], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 52: *Foreign Currency Translation*, December 1981.

FASB [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No.5: *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.

FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No.6: *Elements of Financial Statements*, December 1985.

- FASB [1997], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 130: *Reporting Comprehensive Income*, June 1997.
- FASB [2011], Handout: Financial Accounting Standards Advisory Council meeting on December 8<sup>th</sup>, 2011.  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?site=FASB&c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176159497993](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?site=FASB&c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176159497993))
- Hoogervorst [2012], Hans Hoogervorst, “The Imprecise world of accounting,” in International Association for Accounting Education & Research (IAAER) conference, Amsterdam, 20 June 2012.
- IASB [2010], International Accounting Standards Board, *the Conceptual Framework for Financial Reporting (revised)*, March 2010.
- IASB [2011], IASB, International Accounting Standards No.1: *Presentation of Financial Statements (revised)*, June 2011.
- IASB [2013], IASB, Discussion Paper: *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July 2013.
- IASB [2014a], IASB, Staff Paper “Conceptual Framework: High level overview of feedback on the Discussion Paper,” March 2014.  
<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Documents/Feedback-on-Conceptual-Framework-Discussion-Paper.pdf>)
- IASB [2014b], IASB, Staff Paper 10I “Conceptual Framework: Feedback summary: presentation in the statement of comprehensive income – profit or loss and other comprehensive income,” March 2014.  
<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2014/March/10I-CF%20feedback%20summary-P%20and%20L%20and%20OCI.pdf>)
- IASB [2014c], IASB, Staff Paper 10M “Conceptual Framework: Feedback summary: user outreach,” March 2014.  
<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2014/March/10M-CF%20feedback%20summary-user%20outreach.pdf>)
- IASB [2014d], IASB, Staff Paper 10D “Conceptual Framework Initial strategy: Profit or loss and other comprehensive income,” April 2014.

<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2014/April/AP10D-Conceptual%20Framework.pdf>

Linsmeier [2014], Thomas J. Linsmeier, “A Revised Model for Presentation in the Statement(s) of Financial Performance: Potential Implications for Measurement,” ASAF (Accounting Standards Advisory Forum of IASB) Agenda Paper 5A for the March 2014 ASAF Meeting, January 2014.

<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/ASAF/2014/March/AP5A%20Presentation%20and%20Measurement.pdf>

Nishikawa [2013], Ikuo Nishikawa (as chairman of ASBJ), “Profit or loss / OCI and measurement,” Agenda paper No.3 for Accounting Standards Advisory Forum Meeting on December 2013.

<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/ASAF/2013/December/AP3%20Profit%20and%20Loss,%20Measurement%20and%20OCI.pdf>

Rees et al. [2012], Rees, Lynn L. and Phillip B. Shane, “Academic Research and Standard-Setting: The Case of Other Comprehensive Income,” *Accounting Horizons* Vol.26, No.4, 2012, pp.789-815.